

年管発 1116 第 3 号
令和 2 年 11 月 16 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令の公布について

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年 厚生労働省令第 183 号。以下「一部改正省令」という。）が本日付で公布及び施行されたため通知する。

一部改正省令の内容等については下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

記

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年 法律第 25 号）第 3 条第 1 項の規定によりみなして適用する国税通則法（昭和 37 年 法律第 66 号。以下「通則法」という。）第 46 条第 1 項の規定の例による納付の猶予の特例（以下「特例猶予」という。）を受けた事業主が、特例猶予の期間が満了した後に、その猶予期間内に猶予をした金額を納付することができない場合に、通則法第 46 条第 2 項の規定の例による納付を猶予する場合の当該猶予の権限に係る事務について、迅速に当該猶予の決定に係る判断を行うことが可能な事務処理体制を整備するため、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令（令和 2 年 厚生労働省令第 95 号）の一部を改正したこと。

2 内容

健康保険料（全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者（任意継続被保険者を除く。）に係るものに限る。）、船員保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金に関し、特例猶予を受けた場合において、その猶予期間内に猶予した金額を納付することができないと認めるときにおける通則法第 46 条第 2 項の規定の例による納付を猶予する場合（以下「特例猶予後の猶予」という。）の当該猶予の権限に係る事務及び当該猶予の取消しの権限に係る事務を日本年金機構（以下「機構」という。）に委任すること。具

体的には、特例猶予後の猶予に係る猶予申請書の審査事務及び特例猶予後の猶予に係る許可又は不許可の決定等の事務は、機構において行うこと。

3 施行期日

一部改正省令は公布の日から施行すること。

○厚生労働省令第二百八十三号 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。		
改	正	後
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百三十一号）第二条第八項の規定によりその例によるものとされる新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第三条第一項の規定によりみなして適用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百三十一号）第二条第八項の規定によりその例によるものとされる新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）以下「特例法」という。）第三条第一項の規定によりみなして適用する国税通則法（昭和三	（傍線部分は改正部分）
令和二年十一月十六日 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令（令和二年厚生労働省令第九十五号）の一部を次の表のように改正する。	厚生労働大臣 田村 憲久	

第四十六条第一項の規定の例による納付の猶予（当該猶予をした場合においてその猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときにおける同条第二項の規定の例による納付の猶予を含む。）に係る次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十八条の二第八号	猶予
--------------------------------------	----

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十八条の二第八号	猶予
--------------------------------------	----

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十八条の二第八号	猶予
--------------------------------------	----

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十八条の二第八号	猶予
--------------------------------------	----

健康保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百五十九条	猶予
-------------------------------	----

健康保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百五十九条	猶予
-------------------------------	----

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百五十九条	猶予
-------------------------------	----

十七年法律第六十六号）第四十六条第一項の規定の例による納付の猶予に係る次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十八条の二第八号	猶予
--------------------------------------	----

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十八条の二第八号	猶予
--------------------------------------	----

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十八条の二第八号	猶予
--------------------------------------	----

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十八条の二第八号	猶予
--------------------------------------	----

健康保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百五十九条	猶予
-------------------------------	----

健康保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百五十九条	猶予
-------------------------------	----

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百五十九条	猶予
-------------------------------	----

船員保険法施行規則第二百十七
条第一項第三号の二

猶予

猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通
則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされ
る場合（当該場合においてその猶予期間内に猶
予をした金額を納付することができないと認め
るときにおける特例法第三条第一項の規定によ
り国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予と
みなされる場合を含む。）を除く。）

厚生年金保険法施行規則（昭和
二十九年厚生省令第三十七号）
第九十二条第八号

猶予

猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対
応するための国税関係法律の臨時特例に関する
法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」
という。）第三条第一項の規定により国税通則法
第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場
合（当該場合においてその猶予期間内に猶予を
した金額を納付することができないと認めると
きにおける特例法第三条第一項の規定により国
税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみな
される場合を含む。）を除く。）

厚生年金保険法施行規則第九十
二条第九号及び第一百八条第一項
第二号

取消し

取消し（特例法第三条第一項の規定により国税
通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなさ
れた場合（当該場合においてその猶予期間内に
猶予をした金額を納付することができないと認
めるときにおける特例法第三条第一項の規定に
より国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予
とみなされた場合を含む。）を除く。）

厚生年金保険法施行規則第一百八
条第一項第一号

猶予

猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対
応するための国税関係法律の臨時特例等に関する
法律（平成十九年厚生労
働省令第百五十一号）第十九条
の二第八号）

船員保険法施行規則第二百十七
条第一項第三号の二

猶予

猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通
則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされ
る場合を除く。）

厚生年金保険法施行規則（昭和
二十九年厚生省令第三十七号）
第九十二条第八号

猶予

猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対
応するための国税関係法律の臨時特例に関する
法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」
という。）第三条第一項の規定により国税通則法
第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場
合を除く。）

厚生年金保険法施行規則第九十
二条第九号及び第一百八条第一項
第二号

取消し

取消し（特例法第三条第一項の規定により国税
通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなさ
れた場合を除く。）

厚生年金保険法施行規則第一百八
条第一項第一号

猶予

猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対
応するための国税関係法律の臨時特例等に関する
法律（平成十九年厚生労
働省令第百五十一号）第十九条
の二第八号）

船員保険法施行規則第二百十七
条第一項第三号の二

猶予

猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通
則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされ
る場合（当該場合においてその猶予期間内に猶
予をした金額を納付することができないと認め
るときにおける特例法第三条第一項の規定によ
り国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予と
みなされた場合を含む。）を除く。）

厚生年金保険法施行規則（昭和
二十九年厚生省令第三十七号）
第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合
（当該場合においてその猶予期間内に猶予を

猶予

猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対
応するための国税関係法律の臨時特例に関する
法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」
という。）第三条第一項の規定により国税通則法
第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場
合を除く。）

この省令は、公布の日から施行する。
附 則

				厚生年金保険の保険給付及び保 険料の納付の特例等に関する法 律施行規則第十九条の二第九号 及び第十九条の十七第一項第二 号
			取消し	厚生年金保険の保険給付及び保 険料の納付の特例等に関する法 律施行規則第十九条の二第九号 及び第十九条の十七第一項第二 号
		猶予	猶予	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税 通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなさ れた場合（当該場合においてその猶予期間内に 猶予をした金額を納付することができないと認 めるときにおける特例法第三条第一項の規定に より国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予 とみなされた場合を含む。）を除く。）
子ども・子育て支援法第七十一 条第八項に規定する厚生労働省 令で定める権限等を定める省令 第一条第九号	猶予	猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対 応するための国税関係法律の臨時特例に関する 法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」 という。）第三条第一項の規定により国税通則法 第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場 合（当該場合においてその猶予期間内に猶予を した金額を納付することができないと認めると きにおける特例法第三条第一項の規定により国 税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみな される場合を含む。）を除く。）	猶予	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税 通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなさ れた場合（当該場合においてその猶予期間内に 猶予をした金額を納付することができないと認 めるときにおける特例法第三条第一項の規定に より国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予 とみなされた場合を含む。）を除く。）

				厚生年金保険の保険給付及び保 険料の納付の特例等に関する法 律施行規則第十九条の二第九号 及び第十九条の十七第一項第二 号
			取消し	厚生年金保険の保険給付及び保 険料の納付の特例等に関する法 律施行規則第十九条の二第九号 及び第十九条の十七第一項第二 号
	猶予	猶予	猶予	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税 通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなさ れた場合（当該場合においてその猶予期間内に 猶予をした金額を納付することができないと認 めるときにおける特例法第三条第一項の規定に より国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予 とみなされた場合を含む。）を除く。）
子ども・子育て支援法第七十一 条第八項に規定する厚生労働省 令で定める権限等を定める省令 第一条第九号	猶予	猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対 応するための国税関係法律の臨時特例に関する 法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」 という。）第三条第一項の規定により国税通則法 第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場 合（当該場合においてその猶予期間内に猶予を した金額を納付することができないと認めると きにおける特例法第三条第一項の規定により国 税通則法第四十六条第二項の納付の猶予とみな される場合を含む。）を除く。）	猶予	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税 通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなさ れた場合（当該場合においてその猶予期間内に 猶予をした金額を納付することができないと認 めるときにおける特例法第三条第一項の規定に より国税通則法第四十六条第二項の納付の猶予 とみなされた場合を含む。）を除く。）